議事録5/14

担当：上野

笠原学校評議員と学校運営協議会の違い

・レジュメ書くときは、引用、要約、意見を区別しよう

・地域学校協議会（仮称、のち学校運営協議会）は学校評議員制度の延長線上にはない

　　　↓

コミュニティスクールを設置、開かれた学校を作る⇒文科省の定義、スカスカ

学校運営協議会：住民と保護者などから成り立つ

⇓

ＰＴＡとの違いは？

上野ＰＴＡに関する新聞記事

・意外と活動している？→なぜ不要論？

・ＰＴＡない例：けやき小学校→学校側も作ろうとせず、保護者からの要望もなかった

・昔：子どもの安全を守る⇒今の時代では昔の目的をあてはめたＰＴＡはいらない

中島

・ＰＴＡの形骸化と親の負担の関係（どちらが先ともいえないが）

・いろんな形がある中で、ＰＴＡである必要なし？

・ＰＴＡとはという研究はされているため、それを踏まえた上で検討

・政策的には地域住民を含んできている→なんでＰＴＡにこだわるのか

・ＰＴＡは自主的なものだから、文科省口出しできないのでは？

・ＰＴＡ存在の根拠を示す社会教育法だが、ＰＴＡという言葉は登場しないし、文科省によってPTAが規定されていない→でも教育委員会によっては、社会教育法に頼っている

ポイント

・学校運営協議会とＰＴＡ

・二項関係から三項関係へ

アメリカで発祥した時：二項

↓

文科省：意義がわからなくなってきたころから

社会教育→生涯学習（学校、家庭、社会）⇒三項、自然の流れ→なんで地域いないの？

・おおまかに形骸化した時期を言っている資料もない、もしかしたら最初から？

・親の教育権を行使させるためにＰＴＡできた？

・協議会を作るときにＰＴＡ考慮しなかったのか？→文科省、社会教育関係団体に干渉しない→協議会作ったときの議事録見ないと！！

⇓議事録

協議会は地域を取り込んだというより、校長主体？⇒校長のリーダーシップ？

一応教育委員会が任命となっているけど・・・

小川子どもの権利条約について

・一人の研究者が言っているだけ→親の教育権どこからでてきた？

川崎

・日本、国民の教育権は言われているけど、親の教育権はあまり言われていない

・ＰＴＡって教育権の行使？

・親の教育権、憲法では子供を就学させる義務、自然権、参加権

・ドイツ、参加権の度合い州によって違う

★まとめると・・・

◆PTAの活動の形骸化。親の負担増加。設置当初のPTAの役割は果たし終えている。

⇒PTA不要論

◆そもそもPTAは、親と教師の二者連携を想定されており、子どもの生活環境の整備や子どもの幸福のたえに活動する機関として設定された。

◆PTAは「社会教育関係団体」として捉えられるのが当たり前になっているようだ。

BUT法律（社会教育法）の中で具体的にPTAについて明文化されているわけではない。

BUT教育委員会によっては、社会教育法を根拠にPTAを考えているところがあることから、国や地方公共団体の中ではPTA＝「社会教育関係団体」とされているとも言える。

◆社会教育関係団体とは・・・

①国や地方公共団体は、学校・家庭・地域住民の連携・協力の促進に資する必要があり、

②社会教育関係団体は、社会教育に関する事業を行うことが目的で、

③国や地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても不当な統制支配や事業干渉をしてはいけない

④文部科学大臣及び教育委員会は、求めに応じて、助言することはできる

⇒PTAは自主的、任意参加の団体⇒国はPTAに干渉できないけど、助言はできる？？？

◆社会教育→生涯学習（学校・家庭・地域）→三者連携は自然な流れな気がする。

BUTPTAは親と学校の二者連携のはず・・・

⇒PTAは「親の教育権」の行使のために必要という先行研究がある中で、三者連携でも「親の教育権」行使ができるのではないだろうか？？あえて「PTA」という「二者連携」にこだわる必要はないのではないか？？？？？

ちなみに・・・

◆学校運営協議会

・コミュニティー・スクール（※開かれた学校作りの延長？）

・親・地域住民・その他の人々で構成される。メンバーは教育委員会が任命する。

⇒そもそも学校運営協議会を法律で制定する段階でPTAとの違いを考慮しなかったのだろうか？？？

HW

小川「親の教育権」の行使とは、そもそもどういうことを指すのか。

親の「参加権」との関わりは？？

中島PTA不要論の資料探し

笠原PTAの実際の仕事内容を事例で探す

上野学校運営協議会の仕事内容を事例で探す

川崎PTAを「社会教育関係団体」に属するようになった理由

※ノーサポート・ノーコントロールは平成２４年制定の社会教育法の中で言われるようになったことにも留意して。